

世界平和統一家庭連合 会員、役員、その他関係者各位

令和8年3月4日

世界平和統一家庭連合
清算人 弁護士 伊 藤 尚

清算人選任のお知らせ

世界平和統一家庭連合（以下「当法人」といいます。）は、令和7年3月25日に東京地方裁判所から解散命令を受け、この解散命令に対する即時抗告を東京高等裁判所に対して行っておりましたが、東京高等裁判所は、本日、即時抗告を棄却する決定をしました。

これにより、当法人について裁判所による解散命令が効力を生じ、当法人は本日をもって即時に解散し、当法人を清算する手続が開始されました。この解散命令について最高裁判所に不服申立てがなされても、その申立てには解散命令の執行を停止する効力はありません。そのため、仮に不服申立てがなされ最高裁判所に解散命令に関する審理が係属したとしても、当法人を清算する手続は進められていくことになります。

東京高等裁判所の決定の発令と同時に、当法人のこれまでの代表役員（堀正一氏）は宗教法人法の規定によりただちに退任となり、当法人の代表役員としての権限を失いました（同法49条7項）。

そして、本日、東京地方裁判所は、当職を、当法人の清算人に選任するとの決定をし、当職は、ただちに清算人の業務を開始しました。本日以降、当法人の代表者は、清算人である当職となります。

清算人は、解散した当法人の清算のため清算手続上のすべての権限を有します。

清算人は、当法人の所有・管理するすべての財産を把握し管理します。また、今後、当法人の負う債務について債権者から債権の申し出を受け付けて、その債権の存否や額、内容について調査をします。そして、その存在と金額が認められると判断された債権について、当法人の財産をもってその弁済をしてまいります。

当法人の関係者各位は、当法人の保有又は管理する資産と負債の処理について、全権限を有する清算人である当職の命ずるところに従っていただかななくてはなりません。

つきましては、本日以降、本部、全国の地区本部、教区本部、教会、認定伝道所、その他の当法人の所有又は管理する施設に、順次当職の委任を受けた代理人弁護士らが訪問しますので、法人施設を管理している方は、その弁護士の指示に従い、法人施設を明け渡し、弁護士に鍵を交付し、施設内のすべての法人所有の資産を弁護士に交付して管理を委ねてください（施設の鍵、現金、法人の資金を入金した預金の通帳、カード、印鑑、その他の貴重品類、パソコン、データ、名簿、自動車その他のすべての法人所有又は法人の管理下にある資産が対象となります。）。

これらを、清算人の了解なく、清算人の指示した以外の方が占有し、又は管理することは許されません。清算人、又は清算人の委任を受けて施設を訪れた弁護士（当職発行の委任状を所持しています。）の指示に反して資産を引き渡さず、又は隠したり、破棄、損壊した者は、民事、

刑事の法律に従い、処罰され、また損害賠償の請求を受ける可能性がありますので、必ず、当職が委任した弁護士の指示に従ってください

なお、今後、当法人の所有又は管理する施設を宗教活動のために使用したいとの希望が生ずるかもしれませんが、施設を会員が利用できるようにするかどうかの判断は、当職の権限に属します。当職が円滑に資産を確保できたかどうか、当職がその管理を開始できたかどうか、当職が資産の状況を認識し、調査を開始できたかどうかなどを確認し、清算手続に支障が生ずる危険がないかを勘案したうえで当職において判断します。現時点では資産の確保が未了なため、施設を利用できるかどうかはお約束できませんが、仮に利用できるとする場合でも、利用の方法、態様、利用期間、その他の利用条件については、当職の指示に従っていただきます。

当法人は、清算の目的の範囲内において存続します。宗教上の行為は清算の目的に含まれないので、法人として宗教に関する活動はできません。そのため、当法人は、今後会員からの寄付は受け付けません。なお、会員の方が、個人として、法人施設以外の場所において、ご自身の信仰に基づく行為をされることについては、当職の関与するところではありません。

今後の清算業務に伴うすべてのことについては、追って状況に応じて清算人とその代理人団の弁護士から指示してまいります。当法人の清算手続について、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

清算手続に関するお問い合わせは、清算人ホームページ上のフォームへの記入、又は、以下のコールセンターまでお願いいたします。

《清算人ホームページの URL》

<https://ffwpu-seisan.jp>



《お問合せ窓口（清算人コールセンター）》

電話：0570-666542（ナビダイヤル）

受付時間：平日午前9時～午後5時

以上